

## 富士見市議会意見交換会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要領は、富士見市議会基本条例（平成23年条例第12号）第6条第3項の規定に基づき実施する市民及び団体との意見交換（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定める。

(意見交換会実行委員会の設置等)

第2条 議長は、意見交換会を円滑に実施するため、意見交換会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

2 実行委員会は、意見交換会の運営について中心的役割を担う。

3 実行委員会は、予算決算常任委員会を除く常任委員会から選出された議員により構成する。ただし、議長並びに副議長は、オブザーバーとして実行委員会に出席することができる。

4 実行委員会の正副委員長は、実行委員会において互選する。

(案件)

第3条 意見交換会の案件は、市政及び市議会に関することとする。

(開催等)

第4条 意見交換会の開催は、実行委員会で協議し、議長が開催を決定する。

2 意見交換会の開催場所は、参加者が参加しやすい場所であること等に配慮し、市内公共施設等で実施するものとする。

3 1回あたりの開催時間は2時間程度とする。

(出席議員)

第5条 意見交換会への出席議員は、規模内容等を考慮し、実行委員会で協議し、議長が決定する。

(議員の役割)

第6条 意見交換会に司会者及び記録者等を置く。

2 司会者は、意見交換会の司会進行を行う。

3 記録者は、意見交換会の内容を要点記録する。

4 その他必要に応じ、役割を追加する。

(資料)

第7条 意見交換会で配付する資料は、実行委員会において作成する。

(記録及び公表)

第8条 意見交換会における市民及び団体の意見を的確に把握し、議会全体で共有するため、記録者は意見交換会報告書(様式第1号)を作成し、委員長はその内容を確認の上、議長に提出する。

2 議長は、前項の意見交換会報告書を市議会ホームページ等に掲載するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が実行委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

